

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.1

環境課 ☎43・6821

～廃棄物って何?～

現在、市内には数カ所の産業廃棄物最終処分場建設計画があります。

普段の生活では接することの少ない産業廃棄物ですが、広報あこうで紹介しながら皆さんと一緒にこの問題について考えていきたいと思います。

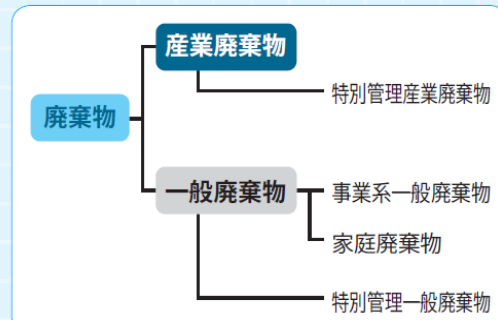
まず第1回目はそもそも廃棄物とは何かをご紹介します。

●**廃棄物** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」と定義されており、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されています。

●**産業廃棄物** 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

●**一般廃棄物** 21種類の産業廃棄物以外の廃棄物

また、廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性などがある廃棄物を特別管理廃棄物として、通常の廃棄物とは異なった基準で処理することとなります。



(出典：新日本法規出版㈱「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.2

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物処理の流れ～

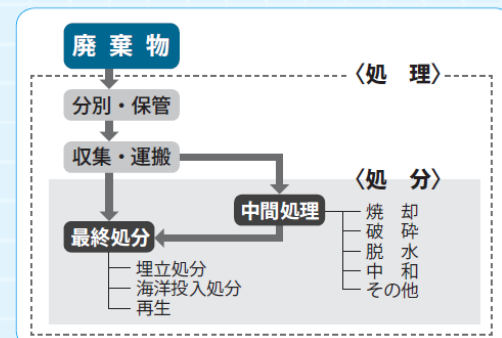
第2回目は産業廃棄物の処理の流れをご紹介します。

事業活動によって発生した産業廃棄物は、分別・保管、収集・運搬、中間処理、最終処分という流れで処理されていきます。事業者は、自らの産業廃棄物が生活環境の保全上支障のないよう責任を持って処理しなければなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)では、保管基準、収集運搬基準、中間処理基準、埋立処分基準を定めています。また、自らが運搬、中間処理、最終処分を行わずに、他人に処理を委託することもでき、その場合にも委託基準を定めています。

廃棄物処理法で「処分」とは、最終的に廃棄物を埋立処分及び海洋投入処分する「最終処分」と、最終処分の前段階で廃棄物を物理的、化学的、生物的方法により生活環境の保全上支障が生じないものに変化させることを意味する「中間処理」及び廃棄物に何らかの処理を行い、再び原材料等の有

価物とする「再生」との意味を含んでおり、「処理」とは、分別・保管から最終処分までの一連の流れを意味しています。

また、産業廃棄物の処理を行うには産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)や産業廃棄物処理施設設置の許可が必要であり、都道府県知事より許可を受けなければなりません。



(出典：環境関連法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく許可申請及び届出の手引)

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.3

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物処理施設～

第3回目は産業廃棄物処理施設をご紹介します。

産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物の分別・保管、中間処理、最終処分を行う施設です。例えば、廃プラスチック類の破碎や焼却を行う施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、埋立処分を行う最終処分場があります。その中でも廃棄物処理法で定められた規模以上の施設を設置しようとする場合は、あらかじめ地域の生活環境影響調査を実施し、都道府県知事の許可を受けなければなりません。また、処理施設には、構造基準や維持管理基準が定められており、施設の設置者には基準の遵守が求められます。

(出典：環境関連法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく許可申請及び届出の手引)

17 あこ No.765 2015年9月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.4

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物最終処分場～

第4回目は産業廃棄物最終処分場についてをご紹介します。

最終処分場は埋め立てる産廃の種類により管理型、安定型、遮断型の最終処分場に分類されます。管理型最終処分場は、重金属類、有害物が一定の溶出基準以下の産廃を埋立処分するものです。遮断型最終処分場は、管理型の基準を満たさない産廃を埋立処分します。安定型最終処分場は、そのまま埋め立てても環境保全上支障のない産廃(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類のいわゆる安定5品目)を処分できるものとして指定されています。

(出典：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領)

17 あこ No.766 2015年10月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.5

☎環境課 ☎43・6821

～処理施設の維持管理～

第5回目は産業廃棄物処理施設の維持管理についてをご紹介します。

処理施設の設置者は、国の定める技術上の基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、処理施設の維持管理を行わなければなりません。適合していない場合、施設の許可の取り消しや施設の改善、使用停止が命ぜられます。

このため、施設を適正に管理運営するとともに、維持管理に関する技術上の義務を担当させるために一定の資格を有する技術管理者を置かなければなりません。

また、処理施設は5年3ヶ月以内ごとに施設構造基準に適合するかについて、都道府県知事の検査を受けなければなりません。

(出典：環境関連法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく許可申請及び届出の手引)

17 あこ No.767 2015年11月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.6

環境課 ☎43・6821

～維持管理状況の記録・閲覧～

第6回目は施設の維持管理状況の記録・閲覧についてご紹介します。

最終処分場や焼却施設を設置する事業者は、維持管理に関する計画及び処理施設の維持管理状況(処理した産業廃棄物の種類、数量や放流水、排ガスの測定結果等)を記録し、当月から3年間、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。また、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じて、これを閲覧させなければなりません。

管理型及び安定型産業廃棄物最終処分場を設置する事業者は、埋立終了までの間、毎年度、最終処分場ごとに知事が算定する維持管理積立金の積立てが必要です。

(出典：環境関連法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく許可申請及び届出の手引)

No.768 2015年12月  16

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.7

環境課 ☎43・6821


～委託契約～

第7回目は産業廃棄物の処理の委託契約についてご紹介します。

産業廃棄物の排出事業者は、処理を業者に委託する際に、事前に産業廃棄物の処理委託に関する契約を書面で締結する必要があります。委託契約書には、どのような種類の廃棄物を、どの程度の量を排出し、どのような処理を委託するのかといった内容を明記しなければなりません。

その他にも、二者契約であること、廃棄物処理法で定められた項目を契約書に記載すること、契約書に許可証等の写しが添付されていること、契約書を5年間保存すること等の委託基準を遵守する必要があります。

(出典：公益社団法人全国産業廃棄物連合会ホームページ)

13  No.769 2016年1月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.8

環境課 ☎43・6821


～マニフェスト制度～

第8回目はマニフェスト制度についてご紹介します。

マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称・数量、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意事項などを記載したマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付して、排出産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、各業者から処理終了を記載したマニフェストを受け取り、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握・管理する必要があります。

(出典：公益社団法人全国産業廃棄物連合会ホームページ)

17  No.770 2016年2月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.9

☎環境課 ☎43・6821

～優良産廃処理業者認定制度～

第9回目は優良産廃処理業者認定制度についてご紹介します。

優良産廃処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。認定基準としては、実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性があります。

認定された産廃処理業者は、通常よりも2年長い7年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできるなど、多くのメリットがあります。

(出典：環境省ホームページ「優良産廃処理業者認定制度」)

13 あこう No.771 2016年3月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.10

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物収集運搬車への表示義務～

第10回目は産業廃棄物収集運搬車への表示義務についてご紹介します。

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に産業廃棄物を収集運搬している旨の表示が必要になります。さらに事業者自らが運搬する場合は、排出事業者名を、産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合は、業者名、許可番号(下6けた以上)を表示しなければなりません。マグネットシートなど着脱可能な表示であったり、左右で表示位置が違って問題ありませんが、表示が隠れていたりすると表示義務違反になります。



(出典：環境省ホームページ「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務」)

No.772 2016年4月 あこう 20

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.11

☎環境課 ☎43・6821

～電子マニフェスト～

第11回目は電子マニフェストについてご紹介します。

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国で唯一の「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要がありますが、事務処理の効率化を図ることができるとともに、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができます。(マニフェストについては広報あこう2月号No.770「みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.8」をご参照ください。)

(出典：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ)

15 あこう No.773 2016年5月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.12

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例～

第12回目は兵庫県の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例についてご紹介します

兵庫県においては、産業廃棄物等の不適正な処理の未然防止を図り、県民の生活環境の保全及び県民の生活の安全を確保することを目的とした産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例を定めています。

100㎡以上の土地において自ら排出した産業廃棄物を保管するとき、一定規模以上の特定物(有価物)を保管するときは届出が必要であり、1,000㎡以上の土砂埋立て等については、あらかじめ許可を受けることが必要です。また、床面積80㎡以上の建物等の解体工事から発生する建設資材廃棄物の処分業者への引渡し完了したときに報告が必要となります。

(出典：兵庫県ホームページ「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の施行について」)

No.774 2016年6月  16

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.13

☎環境課 ☎43・6821

～特別管理産業廃棄物～

第13回目は特別管理産業廃棄物についてご紹介します

廃棄物処理法では、産業廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の産業廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

特別管理産業廃棄物としては、著しい腐食性を有する pH2.0以下の廃酸や pH12.5以上の廃アルカリ、PCB 汚染物、重金属等を一定濃度を越えて含む燃え殻やばいじん等が指定されています。

(出典：環境省ホームページ「特別管理廃棄物規制の概要」)

No.775 2016年7月  16

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.14

☎環境課 ☎43・6821

～ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物①～

第14回目はPCB廃棄物についてご紹介します

PCBは、水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBの毒性として、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

このようなPCBを含んだ廃棄物は、第13回でご紹介した特別管理産業廃棄物のうち、特に有害なものとして特定有害産業廃棄物に指定されています。

(出典：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理にむけて」)

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.15

☎環境課 ☎43・6821

～ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物②～

第15回目も前回に引き続きPCB廃棄物についてご紹介します

特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物は、PCB濃度等により、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧トランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

使用・保管しているトランス、コンデンサ、蛍光灯用安定器等にはPCBが含まれているかもしれません。PCB廃棄物の処理期限は、法律で決められていますので、銘版に記載されているメーカー、型式、製造年月等の情報からPCBが含まれているか判別し、適切に処分を行いましょ。

(出典：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理にむけて」)

15 あつ No.777 2016年9月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.16

☎環境課 ☎43・6821

～石綿(アスベスト)～

第16回目は石綿(アスベスト)についてご紹介します

石綿(アスベスト)は、天然にできた繊維状けい酸塩鉱物です。体内に吸引することによる発ガン性を理由に、建築工事における石綿の吹付け作業は昭和50年に原則禁止に、スレート材、プレーキライニング、プレーキパッド、防音材、断熱材、保温材など石綿を原材料として使用した製品(石綿含有製品)は、現在は原則として製造禁止となっています。

平成17年6月に石綿製品製造工場で作業歴のある従業員等に中皮腫等の健康被害が多発していることが公表され、これを契機に、石綿の大気環境中への飛散に伴う健康被害についての懸念が高まりました。

使用済みの石綿含有製品については、その性状により、廃棄物処理法によって処理方法が定められています。

(出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターホームページ)

17 あつ No.778 2016年10月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.17

☎環境課 ☎43・6821

～石綿(アスベスト)②～

第17回目も前回に引き続き石綿(アスベスト)についてご紹介します

使用済みの石綿含有製品については、その性状により、廃棄物処理法によって処理方法が定められています。

工作物や建築物から除去された吹付け石綿、石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆剤といった飛散性のアスベストは特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」となり、特別管理産業廃棄物の処理基準を遵守する必要があります。

工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿を重量の0.1%を超えて含有するものは「石綿含有産業廃棄物」となります。これは石綿スレート等の外装材、床タイル等の非飛散性のアスベストを含む廃棄物が該当します。

石綿を含む廃棄物は通常の廃棄物とは異なり、強化された処理基準が定められていますので、適切に処理を行いましょ。

(出典：環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」)

17 あつ No.779 2016年11月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.18

☎環境課 ☎43・6821

～石綿(アスベスト)③～

第18回目も前回に引き続き石綿(アスベスト)についてご紹介します

石綿スレート等の外装材、床タイル等の非飛散性のアスベストを含んだ石綿含有産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の変形や破断して石綿が飛散しないように原形のまま整然と積み込み・荷降ろしを行い、シート掛け・フレコン詰め等の飛散防止措置を行う必要があります。ただし、運搬車両等に積み込む際にやむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破碎や切断を行うことは認められています。

また、石綿含有産業廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように区分して、収集・運搬をしなければなりません。

(出典：環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」)

17 あさ No.780 2016年12月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.19

☎環境課 ☎43・6821

～石綿(アスベスト)④～

アスベストの最終処分について

第19回目も前回に引き続き石綿(アスベスト)についてご紹介します。

非飛散性のアスベストを含んだ石綿含有産業廃棄物を最終処分する場合には、埋立処分を行う必要があります。石綿含有産業廃棄物の性状によっては、安定型最終処分場に埋立処分することができ、その際には、廃プラスチックやがれき類等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入・付着しないよう確認を行わなければなりません。

また、石綿含有産業廃棄物の埋立記録の保存等を容易にするため、最終処分場内の一定の場所で分散しないよう埋立てを行い、埋立地の外へ飛散・流出しないように表面を土砂で覆う等の必要な措置を講じる必要があります。

(出典：環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」)

13 あさ No.781 2017年1月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.20

☎環境課 ☎43・6821

～事業系一般廃棄物～

第20回目は事業系一般廃棄物についてご紹介します。

事業活動に伴って生じた廃棄物でも、一般廃棄物になるものがあります。一般廃棄物というと家庭からでた廃棄物を想像すると思いますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されており、廃プラスチック類や汚泥といった法定の20種類の産業廃棄物に該当しない事業系廃棄物は全て一般廃棄物になります。例えば、事務所から出た書類や飲食店の生ごみが事業系一般廃棄物となります。

産業廃棄物と同じく、事業系一般廃棄物についても事業者処理責任がありますので、ごみステーションに出すのではなく、直接美化センターに持ち込むか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する必要があります。

(出典：第一法規㈱「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

17 あさ No.782 2017年2月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.21

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物の種類①燃え殻、ばいじん～

第21回目は産業廃棄物のうち、「燃え殻」と「ばいじん」についてご紹介します。

・燃え殻

産業廃棄物となる燃え殻としては、事業活動に伴って生じる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃掃出物等が代表的なものです。

・ばいじん

大気汚染防止法のばい煙発生施設や焼却施設から発生するスス等で、集じん施設によって集められたものです。なお、集じん施設の集じん方式は、乾式、湿式のいずれの方法であるかは問いません。

(出典：新日本法規出版㈱「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

17 あこう No.783 2017年3月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.22

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物の種類②汚泥～

今回は産業廃棄物のうち、「汚泥」についてご紹介します。

・汚泥

産業廃棄物となる汚泥としては、工場廃水等の処理後に残る泥状のものや、各種製造業の製造工程において生じる泥状のものをいいます。有機質が多いどろのみを指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含みます。

有機性汚泥の代表的なものとしては、活性汚泥法による処理後の汚泥(下水汚泥等)、パルプ廃液から生じる汚泥等です。無機性汚泥としては、浄水場の沈でん池から生じる汚泥やけい藻土かす等があります。

(出典：新日本法規出版㈱「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

11 あこう No.784 2017年4月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.23

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物の種類③廃酸、廃アルカリ～

今回は産業廃棄物のうち、「廃酸」、「廃アルカリ」についてご紹介します。

・廃酸

廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類をはじめ酸性の廃液が廃酸に該当します。

・廃アルカリ

廃ソーダ液、金属せっけん液をはじめアルカリ性の廃液が廃アルカリとなります。

ただし、廃酸・廃アルカリを中和処理した場合に生じる沈でん物は汚泥として取り扱います。また、工場廃液は、廃酸もしくは廃アルカリ、あるいは廃酸および廃アルカリの混合物として取り扱います。

(出典：新日本法規出版㈱「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

17 あこう No.785 2017年5月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.24

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物の種類④廃油、廃プラスチック類～

今回は産業廃棄物のうち、「廃油」、「廃プラスチック類」についてご紹介します。

- ・廃油
鉱物性油および動植物製油脂に係るすべての廃油が該当になります。具体的には潤滑油系、絶縁油系等の廃油類や廃溶剤類、タールピッチ類があります。
- ・廃プラスチック類
合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状および液状のすべての廃プラスチック類を含みます。身近なものであれば、廃スチロール、ナイロン等の合成繊維くず、廃タイヤなどが廃プラスチック類となります。

(出典：新日本法規出版(株)「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

17 あつ No.786 2017年6月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.26

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物の種類⑥木くず～

今回は産業廃棄物のうち、「木くず」についてご紹介します。

- ・木くず
産業廃棄物の木くずとなるものは次のものです。
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る)
 - ②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの
 - ③パルプ製造業に係るもの
 - ④輸入木材の卸売業および物品賃貸業に係るもの
 - ⑤貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)に係るもの(業種の限定なし)
 - ⑥PCBが染み込んだもの(業種の限定なし)上記以外の木くずは一般廃棄物となります。

(出典：新日本法規出版(株)「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

13 あつ No.788 2017年8月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.27

環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q & A①～

今回から産業廃棄物に関するQ & Aをご紹介します。

Q. 廃棄物とは、どういうものをいうのですか？

A. 廃棄物処理法では「汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義されています。
また、不要物になるかどうかについては「物の性状(安定性と有害性)」、「排出の状況(計画性)」、「通常の取扱い形態(市場性)」、「取引価値の有無(経済合理性)」、「占有者の意思(客観的主観性)」等を総合的に勘案して判断しなければならないこととされています(総合判断説)。

(出典：龍野浩一著 第一法規(株)発行 「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

21 あつ No.789 2017年9月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.28

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q & A②～

今回も産業廃棄物に関するQ & Aをご紹介します。

Q. 廃棄物処理法に違反した場合、どうなりますか？

A. 違反内容にもよりますが、不法投棄等の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金のどちらかか、両方が科される場合があります。また、法人に対しても3億円以下の罰金刑を科すことがあります。

例えば、ある廃棄物処理業者の従業員が、業務に関連した不法投棄を行った場合、従業員個人に懲役もしくは罰金、または懲役と罰金の両方が科せられ、業者に対しても罰金が科せられます。

(出典：新日本法規出版(株)「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)

21 あつ No.790 2017年10月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.29

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q & A③～

今回も産業廃棄物に関するQ & Aをご紹介します

Q. 野焼きは禁止されているのですか？

A. 廃棄物処理法により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは原則禁止されており、野焼きをすると罰せられます。例えば、産業廃棄物となる解体廃材を野外焼却すると違法となります。

ただし、とんどなどの風俗慣習上の行事や農業を営むためにやむを得ないものなど、焼却禁止の例外になっているものもありますが、野焼きから発生した煙や臭いが近隣住民の方への迷惑になったり、有害物質の発生原因になることもあるので、やめましょう。



17 あつ No.791 2017年11月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.30

☎環境課 ☎43・6821

～水 銀①～

今回は「水銀に関する水俣条約」についてご紹介します。

水銀は様々な排出源から排出されて地球上を循環し、分解されることなく環境中に蓄積し、人の健康に有害な影響を及ぼすことがあります。先進国では水銀の使用量は減っているものの、途上国では依然利用されており、環境汚染や健康被害が生じるリスクが高いことから、水銀汚染は世界規模での対策が必要な問題です。

こうした中、世界的にも水銀対策を推進する機運が高まり、水銀による汚染から人の健康と環境を保護するため、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択されました。その後、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため「水銀による環境汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」が制定され、大気汚染防止法・廃棄物処理法等が改正されています。

(出典：環境省ホームページ「水俣条約について」)

17 あつ No.792 2017年12月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.31

☎環境課 ☎43・6821

～水 銀②～

今回は「水銀廃棄物の適性処理」についてご紹介します。

「水銀に関する水俣条約」が採択されたことにより、廃棄物処理法施行令が改正され、新たに「廃水銀等」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」が定義されました。

その中でも「水銀使用製品産業廃棄物」は、水銀電池や蛍光灯といった水銀を使用した製品が産業廃棄物となったものであり、製造業や化学工場でない事業所から発生する場合があります。

平成29年10月1日以降、水銀使用製品産業廃棄物等については、それぞれの品目で許可を受けた事業者処理を委託する必要があり、マニフェストや保管場所掲示板への明記も必要ですので、ご注意ください。

(出典：環境省ホームページ「水銀廃棄物関係」)

13 あさ No.793 2018年1月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.32

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q&A④～

今回は産業廃棄物に関するQ&Aをご紹介します。

Q. 不法投棄ってどういうものですか？

A. 廃棄物処理法第16条では「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と投棄の禁止について規定されており、この規定に違反する行為が不法投棄となります。

具体的には、他人の土地に無断で廃棄物を投棄したり、自分の土地であっても廃棄物を許可無く埋める等の行為が不法投棄となり、罰則が課される場合があります。

「みだりに」「捨てる」に該当するかどうかについては、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るという廃棄物処理法の趣旨に照らし、具体的状況を前提として、社会的に許容されるかどうかで判断されます。

No.794 2018年2月 あさ 14

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.33

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q&A⑤～

今回も産業廃棄物に関するQ&Aをご紹介します。

Q. 不法投棄ってどれくらいあるのですか？

A. 環境省では、毎年度、全国の産業廃棄物の不法投棄の状況を調査し、公表しています。不法投棄の新規判明事案は、ピーク時の平成10年代前半には年間1,000件以上、総量40万t以上の事案が判明していました。その頃に比べ、大幅に減少しましたが、平成28年度でも年間131件、総量2.7万tの不法投棄が新たに発覚しています。今後も国、都道府県及び市町村等が連携しながら、産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、影響を拡大させないよう取り組んでいきます。

(出典：環境省ホームページ「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)について」)

13 あさ No.795 2018年3月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.34

環境課 ☎43・6821

～リサイクル法①～

今回は廃棄物処理法の関連法令である「リサイクル法」についてご紹介します。

排出された廃棄物は、焼却や破砕して処分されるものがありますが、リサイクル(再利用)できるものもあります。その廃棄物を資源として有効に活用するために、廃棄物の種類によって、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が順次作られています。

各種リサイクル法に基づく廃棄物の処理を行う場合であっても、廃棄物処理法の許可が必要な場合がありますので注意が必要です。

次回は、家電リサイクル法についてご紹介します。

21 あほう No.796 2018年4月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.35

環境課 ☎43・6821

～リサイクル法②～

今回は「家電リサイクル法」についてご紹介します。

家庭から排出された廃家電製品は、以前は約半分がそのまま埋め立てられていました。廃家電製品には、鉄やアルミなどの資源が多く含まれることから、リサイクルして廃棄物を減量化するために特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が制定されました。

この法律では、①家庭用エアコン、②テレビ、③電気冷蔵庫・電気冷凍庫、④電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目について、小売業者による引取りと製造業者等による再商品化等(リサイクル)が義務付けられ、排出者は収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

17 あほう No.797 2018年5月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.36

環境課 ☎43・6821

～リサイクル法③～

第36回も前回に引き続き「家電リサイクル法」についてご紹介します。

前回掲載したとおりエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等については、家電リサイクル法に基づき家電小売店等で引き取ってもらう必要がありますが、街中では廃家電や粗大ごみの回収車が巡回していたり、空き地で回収を行っていることがあります。

このような業者の中には、無許可の回収業者もあり、不法投棄や不適正処理が行われる可能性があります。例えば、環境対策を行わずに廃家電が破壊され、温室効果ガスであるフロンガスが放出されたり、火災の原因になった事例があります。無許可の回収業者は利用せず、適正なりサイクルを行いましょう。

(出典：環境省ホームページ「家電リサイクル関連」)

No.798 2018年6月 あほう 20

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.37

☎環境課 ☎43・6821

～リサイクル法④～

第37回は「建設リサイクル法」についてご紹介します。

平成12年に制定された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、建設廃棄物の再資源化・再利用を行うため、床面積で80㎡以上の建築物を解体する場合等、一定規模以上の建設工事について分別解体等の計画の届出を義務付けています。

また、契約の締結に当たっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記することも義務付けられています。

不法投棄のうち建設系廃棄物が占める割合は件数で78.6%、量で54.7% (平成28年度)と依然として高い割合となっています。建設リサイクル法を正しく理解し、不法投棄の防止及び建設廃棄物のリサイクルを促進しましょう。

(出典：環境省ホームページ「家電リサイクル法の概要」)

17 あつ No.799 2018年7月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.38

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q&A⑥～

第38回は「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. リサイクルって、具体的にはどんなことをするのですか？

A. リサイクルとは、一般的に廃棄物等を再利用することを指し、大きく分けると、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルがあります。

マテリアルリサイクルとは、原材料として再利用することで、再資源化、再生利用とも言われます。例えば回収されたペットボトルは粉碎・洗浄等を行い、新しいペットボトルに作り変えたり、繊維やシートとして再商品化されます。

サーマルリサイクルとは、熱回収とも言われ、焼却して熱エネルギーを回収することを指します。例えばマテリアルリサイクルができない廃プラスチックを単に焼却処分するだけではなく、重油の代替燃料として利用したり、焼却した熱エネルギーを発電に利用することがサーマルリサイクルとなります。

17 あつ No.800 2018年8月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.39

☎環境課 ☎43・6821

～産業廃棄物Q&A⑦～

第39回も「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 古い焼却炉を使って廃棄物を燃やしても良いですか？

A. 一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用は禁止されています。

廃棄物焼却炉の構造基準としては、燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるもの、燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置があること等が定められており、構造基準を満たしていない焼却炉は使用できません。

また、焼却能力が50kg/時以上等、一定規模以上の焼却炉の設置には届出等が必要となりますので、ご注意ください。

No.801 2018年9月 あつ 20

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.40

環境課 43・6821

～産業廃棄物Q&A⑧～

第40回も「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 工場の敷地内で除草作業を行いました。刈草は産業廃棄物になりますか？

A. 産業廃棄物ではなく、事業系の一般廃棄物となります。

事業系の一般廃棄物を処理するためには、直接美化センターに持ち込むか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する必要があります。

また、造園業者に剪定を依頼した場合、建設工事に伴うものと判断されるときには、産業廃棄物の「木くず」となりますのでご注意ください。

(出典：第一法規㈱「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

3 あつ No.802 2018年10月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.41

環境課 43・6821

～海洋プラスチック問題①～

第41回は「海洋プラスチック問題」についてご紹介します。

近年、日本の海岸には、大量の外国語標記の漁具や容器が漂着する等、海洋ごみ問題が深刻になっています。また、漂着するごみだけでなく、海洋中に漂うマイクロプラスチック(5mm以下の微細なプラスチックごみ)が生態系に与える影響が懸念され、国際的な課題として取り組みを進めています。

日本では、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流ごみ等の円滑な処理の推進やマイクロプラスチック対策について規定されました。また、第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、その中で中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築すること等、より一層のプラスチックの資源循環を推進していくことが示されました。

(参考：環境省中央環境審議会循環型社会部会(第28回)資料)

17 あつ No.803 2018年11月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.42

環境課 43・6821

～海洋プラスチック問題②～

第42回も引き続き「海洋プラスチック問題」についてご紹介します。

海洋ごみのうち、とりわけ問題となっているものはマイクロプラスチックです。5mm以下の微細なプラスチックごみをマイクロプラスチックといいますが、大きく2種類に分類されます。

①一次的マイクロプラスチック

マイクロサイズで製造されたプラスチックのこと。洗顔料や歯磨き粉等のスクラブ材に利用されているマイクロビーズ等があり、排水溝等を通じて自然環境中に流出しています。日本では、日本化粧品工業連合会で会員企業に自主規制を呼びかけています。

②二次的マイクロプラスチック

大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったもので、ビニール袋や発泡スチロール片が海洋中から発見されています。

(参考：環境省「海洋ごみシンポジウム2016」資料)

17 あつ No.804 2018年12月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.43

環境課 43・6821

～海洋プラスチック問題③～

第43回も引き続き「海洋プラスチック問題」についてご紹介します。
前回ご紹介した二次的マイクロプラスチックの一因には、日常生活で使用するプラスチック製容器包装・製品があります。例えば、スーパー等で配布されるレジ袋やコンビニで売られている弁当等の容器が挙げられます。

国連環境計画(UNEP)の報告書「シングルユースプラスチック」によると、日本の人口1人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量は、米国に次いで多いと報告されています。海洋プラスチックごみを減らすためにも、まずは日常生活で使い捨てのプラスチック製品の使用量を減らし、使用済みのプラスチック製品はリサイクルできるように分別して回収することが重要です。

(参考：環境省「プラスチックを取り巻く国内外の状況」)

No.805 2019年1月  18

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.44

環境課 43・6821

～海洋ごみ対策～

第44回は前回までご紹介した「海洋プラスチック問題」に関連し、「海洋ごみ対策」をご紹介します。

海にはプラスチック以外にも流木等の様々なごみが流出しています。海洋ごみは海岸に漂着するものもありますが、潮目に漂流しているものも多く、船舶の交通の妨げになるだけでなく、生態系への影響も懸念されます。そこで国土交通省では、海洋環境整備船を配備し、海洋ごみや事故等により流出した油を回収しています。近畿地方の瀬戸内海には3隻が配備され、播磨灘では「クリーンはりま」が活躍しています。

また、近畿地方に配備された海洋環境整備船は、西日本に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害では、広島湾周辺海域に派遣され、流木やかき筏等の漂流物の回収作業でも活躍しました。

(参考：国土交通省近畿地方整備局・中国地方整備局ホームページ)

17  No.806 2019年2月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.45

環境課 43・6821

～産業廃棄物Q&A⑨～

第45回は「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 建物の解体で発生した建設廃棄物は誰が処分するのですか？

A. 解体工事を直接請け負った元請業者の責任で処分しなければなりません。

解体工事を含む建設工事においては、建設工事の発注者、当該発注者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等の関係者が多く、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになるおそれがあります。このため、廃棄物処理法では、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしています。

(参考：環境省「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」)

11  No.807 2019年3月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.46

環境課 43・6821

～産業廃棄物Q&A⑩～

第46回も「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 自動販売機の周りに設置されているごみ回収ボックスに投入された不要な容器は、誰が排出事業者になりますか？

A. 飲食料品の製造・販売業者がごみ回収ボックスを設置し、不要な容器を回収するのであれば、飲食料品の製造・販売業者が排出事業者になります。

一方、自動販売機が設置されている建物・敷地の管理者が、自動販売機を支配・管理する場合は、自動販売機が設置されている建物・敷地の管理者が排出事業者になります。

(参考：第一法規㈱「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

19  No.808 2019年4月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.47

環境課 43・6821

～産業廃棄物Q&A⑪～

第47回も「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 新しい商品を販売し、納品先で開梱した後、梱包材が不要になりました。この場合、廃棄物の排出事業者は販売者が該当しますか？

A. 一般に新しい商品は梱包された状態で販売され、梱包材を含めて購入していると考えられることから、購入者が排出事業者に該当すると考えられます。

ただし、商品の性格や取引の内容を踏まえ、納品後に直ちに購入者が使用できる状態にするために販売者が開梱しなければならない事情等がある場合は、販売者を排出事業者とすることも妥当と思われる。

(参考：第一法規㈱「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

No.809 2019年5月  14

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.48

環境課 43・6821

～産業廃棄物Q&A⑫～

第48回も「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. リース期間が満了した物品について、再リースする予定もないので廃棄されることになる場合、不要なリース物品の処理は誰が行う必要がありますか？

A. リース業者が排出事業者に該当し、処理を行う必要があります。

契約終了後、通常、リース物品はリース業者に返されることになるため、物品を管理しているのはリース業者になります。ただし、契約終了後もリース物品をユーザーが使用し（リース業者から事実上の譲渡）、その後に廃棄する場合は、ユーザーが排出事業者に該当します。

(参考：第一法規㈱「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

21  No.810 2019年6月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと vol.49

☎環境課 ☎43・6821

～プラスチック資源循環戦略～

第49回は「プラスチック資源循環戦略」についてご紹介します。

以前に海洋プラスチック問題についてご紹介しましたが、5月31日に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が政府において策定されました。

今後は、国としてワンウェイプラスチックの使用削減や効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進、再生材・バイオマスプラスチックの利用促進等に取り組み、プラスチックの資源循環を進めていくこととなりますので、皆様のご協力をお願いします。

(参考：環境省ホームページ「プラスチック資源循環戦略」の策定について)

No.811 2019年7月  14

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと vol.50

☎環境課 ☎43・6821
FAX 43・6892

～大阪ブルー・オーシャン・ビジョン～

第50回は海洋プラスチック問題に関する「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」についてご紹介します。

6月に開催されたG20大阪サミットで共通の世界のビジョンとして「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、廃棄物管理を改善し、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすこと等により、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すものです。

今後、G20以外の国際社会の他のメンバーにも、このビジョンを共有するよう呼びかけていくことが確認されています。

(参考：外務省ホームページ「海洋プラスチックごみ」)

No.813 2019年9月  20

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと vol.51

☎環境課 ☎43・6821
FAX 43・6892

～PCB廃棄物の期限内処理～

第51回はポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品の期限内処理についてご紹介します。

PCBは電気機器用の絶縁油等に使用されていましたが、毒性があるため、現在は新たな製造が禁止されています。PCBが使用されている機器等が廃棄物となった場合、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理する必要があり、大阪事業エリアでは2021年3月31日までに処理しなければなりません。低濃度PCB廃棄物は民間の無害化処理認定事業者等により、2027年3月31日までに処理してください。使用中の機器についても計画的に使用を終え、期限内に処理を行いましょう。

(参考：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」)

11  No.814 2019年10月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと vol.52

◎環境課 ☎43・6821
FAX43・6892

～野外焼却の禁止～

第52回は野外焼却（野焼き）の禁止についてご紹介します。

廃棄物処理法により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは原則禁止されており、野焼きをすると罰せられます。ご家庭や事業所には簡易な焼却炉を設置しているところもありますが、廃棄物処理法の焼却基準に適合しない焼却炉は、使用してはいけません。

風俗慣習上の行事や農業を営むためにやむを得ないものなど、焼却禁止の例外になっているものもありますが、野焼きから発生した煙や臭いが近隣住民の方への迷惑になったり、有害物質の発生原因になる焼却行為はやめましょう。

No.815 2019年11月  22

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと vol.53

◎環境課 ☎43・6821
FAX43・6892

～産業廃棄物の保管基準～

第53回は産業廃棄物の保管基準についてご紹介します。

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

具体的な保管基準として、保管場所の周囲に囲いが設けられていること、必要な事項を表示した掲示板が設けられていること、産業廃棄物の飛散、流出等が生じないような措置を講ずること等が廃棄物処理法に定められていますので、産業廃棄物を適切に保管し、処理を行いましょう。

〈参考：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ〉

17  No.816 2019年12月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと vol.54

◎環境課 ☎43・6821
FAX43・6892

～プラスチック・スマート～

第54回は環境省が実施している「プラスチック・スマート」キャンペーンについてご紹介します。

これまでも海洋プラスチック問題について掲載してきましたが、環境省では不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進し、国内外に発信していく「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。ホームページには、消費者、企業、自治体等の取組事例が紹介されておりますので、プラスチックごみの削減の参考にご覧ください。

〈参考：環境省「プラスチック・スマート」ホームページ〉

No.817 2020年1月  22

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.55

環境課 ☎43・6821
FAX 43・6892

～産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成30年度)～

第55回は環境省から発表された「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成30年度)」についてご紹介します。

環境省では、毎年度、全国の都道府県および政令市の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄および不適正処理事案について調査しており、平成30年度に係る調査結果が公表されました。

平成30年度の不法投棄の新規判明件数は全国で155件、総量15.7万トンが新たに発覚し、跡を絶たない状況にあります。また、不適正処理についても148件、総量5.2万トンが発覚しています。不法投棄等の事案の中には1件で5,000トン以上の大規模事案も含まれており、新規に判明する事案を減少させることができるよう、国、都道府県および市町村等が連携しながら取り組みを推進していきます。

(参考：環境省ホームページ「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成30年度)について」)

11 あさ No.818 2020年2月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.56

環境課 ☎43・6821
FAX 43・6892

～再委託の禁止～

第56回は産業廃棄物処理の委託契約に関する再委託の禁止についてご紹介します。

再委託とは、排出事業者と当初に処理の委託契約を結んだ処理業者が、受託した廃棄物の処理を他者に委託することです。再委託することで産業廃棄物処理の責任の所在が不明確になり、不適正処理を誘発する恐れがあるため、廃棄物処理法では再委託を原則として禁止しています。

廃棄物処理の委託契約を締結するときは、処理業者としての能力を考慮する必要があり、再委託を前提とした契約を結ぶことはできませんので、ご注意ください。

(参考：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ)

13 あさ No.819 2020年3月

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.57

環境課 ☎43・6821
FAX 43・6892

～産業廃棄物Q&A⑬～

第57回は「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 引越業者から提供されたダンボール等の梱包資材は、どのように処理すれば良いですか。

A. 引越業者が用いる梱包用の資材で不要となったものは、引越業者が排出する廃棄物として処理することが原則です。引越をする家庭の方が荷物を開梱する場合は、引越業務中に廃棄物として排出されないため、家庭が排出する一般廃棄物となることがありますが、引越業者が資材を回収し、廃棄物として処理することは差し支えありません。また、資源を有効活用するため、梱包資材を廃棄せず、引越業者が積極的に資材を回収し、再利用していくことが重要です。

(参考：環境省ホームページ「引越時に発生する廃棄物の取扱いについて」)

21 あさ No.820 2020年4月

～収集運搬における積替保管の基準～

第58回は産業廃棄物の収集運搬における積替保管の基準についてご紹介します。

産業廃棄物の収集運搬を行う場合、途中で積替保管を行うことがあります。その際には次の基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。

- ・あらかじめ、積替を行った後の運搬先が定められていること。
- ・搬入された産業廃棄物の量が、積替場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

なお、保管基準の具体的な内容については、「産業廃棄物の保管基準」、「特別管理産業廃棄物の保管基準」に準拠することになります。

(参考：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターホームページ「産廃知識 保管基準」)